

# 評議員会運営規程

公益財団法人 東京三商会

# 評議員会運営規程

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人東京三商会(以下「この法人」という。)定款第5章に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(構成及び出席)

**第2条** 評議員会は、全ての評議員を以って構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、評議員会に出席しなければならない。3 監事は、評議員会に出席し、必要な場合には意見を述べるものとする。

## 第2章 評議員会の種類及び招集

(評議員会の種類)

**第3条** 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回毎事業年度の終了後3カ月以内に開催するものとし、理事長がこれを招集するものとする。

3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催するものとし、理事長が招集する。

4 理事長は、前項に拘わらず評議員から評議員会の目的事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

(招集の手続き)

**第4条** 第3条第4項を除き、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって次の事項を定める。

(1)評議員会の日時及び場所

(2)評議員会の目的である事項があるときは、その事項

(招集の通知)

**第5条** 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の開催5日前までに、評議員に対して書面でその通知をしなければならない。

(招集手続きの省略)

**第6条** 前条の規定に拘わらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

## 第3章 評議員会の議事

(議 長)

**第7条** 評議員会の議長は、開催の都度、出席した評議員の中から選出する。

(評議員提案権)

**第8条** 評議員が理事会に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するとき

は、評議員会の2週間前までにしなければならない。

(評議員会の運営)

**第9条** 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

2 議長は、評議員会の開催に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

(評議員会の決議事項)

**第10条** 評議員会は定款に定める次の事項を決議する。

(1) 理事及び監事、の選任または解任

(2) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用に関する額

(3) 理事及び監事、評議員の報酬並びに費用の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分または除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(議決)

**第11条** 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の内決議について特別の利害関係を有する評議員を除く過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項に拘わらず、次に掲げる決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分または除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

(評議員会への報告事項)

**第12条** 理事は、定款に定める事項について、評議員会へ報告するものとする。

2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査するものとし、この場合、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

**第13条** 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。

(議事録)

**第14条** 評議員会の議事については、書面をもって議事録を作成しなければならない。2

議事録には別表に掲げる事項を記載し、議長の他出席した評議員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。

(改 廃)

**第15条** この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

**附 則** この規程は、平成26年7月26日から施行する。

**別 表**

1	開催された日時及び場所
2	議事の経過の要領及びその結果
3	決議を要する事項については、特別の利害関係を有する評議員がいるときの当該評議員名
4	評議員会に出席した評議員・理事・監事の氏名
5	評議員会の議長の氏名
6	議事録作成に係る職務を行った者の氏名